　　　　　　　　　　　　　　拒絶理由通知書

　特許出願の番号　　　　　　特願２００６－１０６６４６

　起案日　　　　　　　　　　平成１９年３月１９日

　特許庁審査官　　　　　　　村上　哲　　　　　　　　９０３９　３Ｈ００

　特許出願人　　　　　　　　荒船　博司

　適用条文　　　　　　　　　第２９条第２項

　この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から６０日以内に意見書を提出して下さい。  
  
　　　　　　　　　　　　　　　　理　由

　この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。  
  
　　　　　記　　　（引用文献等については引用文献等一覧参照）  
  
請求項１－６  
  
　引用例１、２：光電式の煙感知器であり、暗箱が円を基本形とし、受光素子の光軸が円を含む平面に対して垂直に、発光素子の光軸が円を含む平面に平行に設置される火災感知器。引用例１，２において、受光素子の光軸は円のほぼ中心を通るものである。また、引用例１において暗箱内部の受光素子に相対する面は（広義にとらえると）滑らかということもできる。引用例１において、受光素子には受光穴が形成されており、受光穴の周囲の発光素子側には遮光部材が形成されており、遮光部材の周囲の面には遮光部材に向かって山形になるように形成される傾斜が形成されているということができる（第１図参照）。  
＋  
　引用例３：円の周外に突出した部分に発光素子を配置する観点（図５において光源４がフランジ３に、図８において豆電球１１がフランジ３に配置されていることに着目のこと）。  
＋  
　引用例４，５：散乱光以外の光を遮るために遮光部材を設けることは周知の技術である。引用例４の第４図の光トラップ８を段部とみることもできるし、遮光体１０の先端も二股になっており段部が設けられているとみることもできる。引用例４において、暗箱内部の受光素子に相対する面は滑らかである。  
　  
　請求項１－６に係る発明は、引用例１－５により容易に想到し得たものである。  
  
　　　　　　　　　　　引　用　文　献　等　一　覧  
１.実願昭５６－１７２８４０号（実開昭５８－０７６９９１号）のマイクロフィルム  
２.特開昭５３－０６４０８３号公報  
３.特開昭５３－０４６０７１号公報  
４.特開平０４－１６０６９７号公報  
５.特開昭５３－０２９６９７号公報  
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　　　　　　　　　　　先行技術文献調査結果の記録  
・主に調査した分野　　ＩＰＣ　Ｇ０８Ｂ／  
  
　この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。  
特許審査第２部　自動制御　審査官　村上　哲  
ＴＥＬ．０３（３５８１）１１０１　内線　３３１４  
ＦＡＸ．０３（３５０１）０６７１

　部長／代理　　審査長／代理　審査官　　　　審査官補

　　　　　　　　千壽　哲郎　　村上　哲

　　　　　　　　８８１２　　　９０３９